

認証の詳細

＜ボード系ホイール付き走行ギア＞

－ 目 次 －

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

- 表 1 : 製造設備基準
- 表 2 : 検査設備基準
- 表 3 : 型式区分（ロット認証と共通）
- 表 4 : 型式確認申請手数料
- 表 5 : 型式確認試験の委託検査機関
- 表 6 : 型式確認試験の有効期限
- 表 7 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示方法
- 表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料
- 表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限（ロット認証と共通）

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

- 表 10 : ロット認証の委託検査機関
- 表 11 : ロット認証の申請手数料
- 表 12 : ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認によるSGマーク表示の場合

表 1：製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

製造設備	技術上の基準
1. プレス加工設備 (プレス加工した金属で本体を成形するものに限る)	1. 適切にプレス加工ができること。
2. 鋳物加工設備 (鋳物加工した金属で本体を成形するものに限る)	2. 適切に鋳物加工ができること。
3. 樹脂成形設備 (樹脂加工した金属で本体を成形するものに限る)	3. 適切に樹脂成形ができること。
4. 溶接加工設備 (溶接加工した金属で本体を成形するものに限る)	4. 適切に溶接加工ができること。
5. 組立設備	5. (1) 本体の各部品をかしめなど適切な方法により締結加工できること。 (2) 本体にホイール、ブレーキ等を適切に取り付けることができること。
ただし、プレス加工、鋳物加工、樹脂加工、溶接加工の製造技術の状況により製造することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該製造設備の一部又は全部を備えることを要しない。	

表 2 : 検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
<p>1. 外観及び構造試験設備</p> <p>2. 摩擦抵抗試験設備</p> <p>3. 強度試験設備</p> <p>4. 耐久性試験装置</p> <p>ただし、耐久性試験装置の試験技術の状況により試験することが適切であると一般財団法人製品安全協会が認める者に、定期的に当該試験を行わせている者にあつては、当該試験設備を備えることを要しない。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 直径50mm±2mmであつて、長さ 75mm±5mmの試験円筒を備えること。</p> <p>(2) 5mm以上12mm以下のすき間を測定できる通りゲージ等を備えること。</p> <p>2. 摩擦抵抗試験装置（ステンレス鋼板、走行ギアの質量を測定するはかり、走行ギアに400Nの力を加えるための重すい等の設備及びプッシュプルゲージ等）を備えること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 押し込み試験装置（500N以上の力を測定できるプッシュプルゲージ等）を備えること。</p> <p>(2) 引っ張り試験装置500N以上又は1000N以上の力を測定できるプッシュプルゲージ等）を備えること。</p> <p>(3) 振り子状試験装置（試験用の壁、角度計又は速度計を含む。）を備えること。</p> <p>(4) 質量20kg±0.1kgの重すい及び長200mm以上又は300mm以上を測定できるスケール等を備えること。</p> <p>4.</p> <p>(1) 走行耐久性試験装置（接線速度が毎秒0.5m以上で回転する直径700mm±50mmのドラムに障害物を装着したもの、質量20kg±0.1kg、質量40kg±0.1kg又は質量60kg±0.1kgの重すい）を備えること。</p> <p>(2) 推進機構耐久性試験装置（推進機構の動作力を測定できる装置、推進機構の動作力と同等の力、200N以上の力、500N以上の力又は1000N以上の力を加えることのできる装置）を備えること。（ただし、推進機構を有するものを製造する場合に限る。）</p> <p>(3) 推進機構以外の可動部耐久性試験装置（ただし、推進機構以外に可動部を有するものを製造する場合に限る。）</p>

表 3 : 型式区分 (ロット認証と共通)

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式分類	(1) 幼児用 (2) 子供用 (3) 一般用
折り畳み機構の有無	(1) あるもの (2) ないもの
操作棒の伸縮機構の有無	(1) あるもの (2) ないもの
制動装置の種類	(1) 自転車用ブレーキと同様の構造のもの (2) 摩擦力でウイールの回転を制御するもの (3) 地面との摩擦力で制御するもの (4) その他のもの
ホイールの配列	(1) ホイールの配列がすべて並列のもの (2) ホイールの配列がすべて直列のもの (3) ホイールの配列が並列と直列が混在したもの
ホイールの材質	(1) ポリウレタン (PUR) 製のもの (2) ポリ塩化ビニル (PVC) 製のもの (3) 上記以外の樹脂製のもの (4) その他のもの
デッキの材質	(1) 木製のもの (2) 合成樹脂のもの (3) アルミニウム合金製のもの (4) アルミニウム合金製以外の金属のもの (5) 上記 (1) ~ (4) の組合せ (6) その他
ボルト・ナットの緩み防止方法	(1) ナイロンナットのもの (2) 爪付きナットのもの (3) その他のもの
付属品の有無	(1) あるもの (2) ないもの
推進機構	(1) 推進機構を有するもの (2) 推進機構を有さないもの

表 4 : 型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請手数料 11,000円/型式（税抜10,000円/型式） ※外国からの送金時は税抜の手数料です。 ・ 材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人 日本文化用品安全試験所 66,000円（税抜 60,000円） ・ 幼児用のものは別途加算があります。 1,100円（税抜 1,000円） ・ 操作棒を有するものは別途加算があります。 16,500円（税抜15,000円） ・ 推進機構があるものは別途加算があります。 33,000 円（税抜30,000円） ・ 推進機構以外の可動部があるものは別途加算 があります。 33,000 円（税抜30,000円） 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
委託検査機関	<ul style="list-style-type: none"> ◆一般財団法人日本車両検査協会 63,800 円（税抜58,000円） ・ 幼児用のものは別途加算があります。 4,400円（税抜 4,000円） ・ 操作棒を有するものは別途加算があります。 14,850円（税抜13,500円） ・ 推進機構があるものは別途加算があります。 35,200円（税抜32,000円） ・ 推進機構以外の可動部があるものは別途加算 があります。 	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。

	35,200円（税抜32,000円）	
委託検査機関	<p>◆一般財団法人 ポーケン品質評価機構 57,420 円（税抜52,200円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児用のものは別途加算があります。 2,200 円（税抜 2,000円） ・ 操作棒を有するものは別途加算があります。 13,750円（税抜 12,500円） ・ 推進機構があるものは別途加算があります。 15,950円（税抜 14,500円） ・ 推進機構以外の可動部があるものは別途加算 があります。 19,800円（税抜 18,000円）加算 	委託検査機関が案内する方法によりお支払ください。

- ・ 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・ 委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 5：型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の 申込先	<p>◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ＜大阪事業所＞ 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221</p>	<p>3個/型式</p> <p>ただし、機構又は構造によっては、試料は4個以上になる場合があります。</p> <p>試料を送付する際は、メモ添付等分かるようにしてください。</p>
	<p>◆一般財団法人日本車両検査協会 ＜東京検査所＞ 〒114-0003 東京都北区豊島7-26-28 TEL 03-3912-2361 FAX 03-3912-2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp</p>	
	<p>◆一般財団法人ポーケン品質評価機構 ＜大坂生活用品試験センター＞ 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p>	

表 6 : 型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

認証日より3年間

表 7 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示方法

型式確認で合格認証後に貼付するSGマーク (SGラベル) は以下のとおりです。

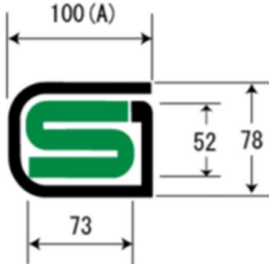
表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示すSGマークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図 1 自社表示</p> </div> <p>寸法 : A を100としたときの比率で表しており A は5.0mm以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、登録後ai形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>指定の方法により製品にSGマークを表示し、原則1ヶ月毎に表示実績を報告してください。</p> <p>このとき同時に表 8 の手数料を振り込んでください。</p> <p>手続はオンライン申請システムの「表示数量申請」から行ってください。</p>

表 8 : 工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク（SGラベル）の代金（費用）は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	16.5円/個（税抜 15円/個） ※1 SGラベルの送付先が外国の場合には別途 送料が必要です。 ※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料で す。	三菱UFJ銀行 東京公務部支店 普通口座300447 口座名 一般財団法人 製品安全協会 MUFJ Bank, Ltd. Tokyo-Komubu Branch Ordinary Account 300447 Consumer Product Safety Association (Swift Address) BOTKJPJT

表 9 : SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より5年間

2. ロット認証によるSGマーク表示の場合

表10：ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所
	<大阪事業所> 〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-6-14 TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221
	<東京事業所> 〒130-8611 東京都墨田区東駒形4-22-4 TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549
	◆一般財団法人 日本車両検査協会
	<東京検査所> 〒114-0003 東京都北区豊島7-26-28 TEL 03-3912-2361 FAX 03-3912-2208 E-mail: tokyo@jvia.or.jp
	<大阪検査所> 〒590-0983 大阪府堺市堺区山本町2-66-2 TEL 072-233-2001 FAX 072-233-2002 E-mail: osaka@jvia.or.jp

申請窓口	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構
	<p><大阪生活用品試験センター> 〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24 TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126</p> <p><東京生活用品試験センター> 〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1 TEL 03-5669-1382 FAX 03-5669-1387</p> <p><名古屋試験センター> 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15 TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006</p> <p><岡山試験センター> 〒700-0936 岡山県岡山市北区富田 422-1 TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050</p> <p>同等性確認検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上海愛麗紡織技術檢驗有限公司（中国） ・ 常州紡検檢驗有限公司（中国） ・ 青島紡検檢驗有限公司（中国） ・ SGS CSTC Standards Technical Services Co.,Ltd. Guangzhou Branch（中国） ・ SGS Vietnam Ltd.（ベトナム） ・ SGS (Thailand) Ltd.（タイ）

表 11 : ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額（費用）は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	手数料	振込先										
一般財団法人 日本文化用品安 全試験所	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 66,000円（税抜 60,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 ・幼児用のものは別途加算があります。 1,100円（税抜 1,000円） ・操作棒を有するものは別途加算があります。 16,500円（税抜15,000円） ・推進機構があるものは別途加算があります。 33,000 円（税抜30,000円） ・推進機構以外の可動部があるものは別途加算があります。 33,000 円（税抜30,000円） <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 16.5円/個（税抜15円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>14,300円（税抜13,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>17,600円（税抜16,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>24,200円（税抜22,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>30,800円（税抜28,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650以下	14,300円（税抜13,000円）	651～1,600	17,600円（税抜16,000円）	1,601～4,000	24,200円（税抜22,000円）	4,001～10,000	30,800円（税抜28,000円）	委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。
ロット数	検査料											
650以下	14,300円（税抜13,000円）											
651～1,600	17,600円（税抜16,000円）											
1,601～4,000	24,200円（税抜22,000円）											
4,001～10,000	30,800円（税抜28,000円）											

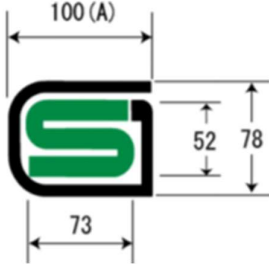
<p>一般財団法人 日本車両検査協 会</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表 5 と同じ） 63,800円（税抜 58,000円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 ・幼児用のものは別途加算があります。 4,400円（税抜 4,000円） ・操作棒を有するものは別途加算があります。 14,850円（税抜13,500円） ・推進機構があるものは別途加算があります。 35,200円（税抜32,000円） ・推進機構以外の可動部があるものは別途加算があります。 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大 6 か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 16.5円/個（税抜15円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="505 1226 1110 1472"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>8,800円（税抜 8,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>15,400円（税抜14,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>22,000円（税抜20,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>31,900円（税抜29,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650以下	8,800円（税抜 8,000円）	651～1,600	15,400円（税抜14,000円）	1,601～4,000	22,000円（税抜20,000円）	4,001～10,000	31,900円（税抜29,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料											
650以下	8,800円（税抜 8,000円）											
651～1,600	15,400円（税抜14,000円）											
1,601～4,000	22,000円（税抜20,000円）											
4,001～10,000	31,900円（税抜29,000円）											

<p>一般財団法人 ボーケン品質評 価機構</p>	<p>(1) 基準適合性検査（検査試料の数は表5と同じ） 57,420円（税抜 52,200円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・材料試験（ホルムアルデヒド試験）に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付ください。 ・幼児用のものは別途加算があります。 2,200円（税抜 2,000円） ・操作棒を有するものは別途加算があります。 13,750円（税抜 12,500円） ・推進機構があるものは別途加算があります。 15,950円（税抜 14,500円） ・推進機構以外の可動部があるものは別途加算があります。 19,800円（税抜 18,000円）加算 <p>※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。</p> <p>(2) 同等性確認検査（①+②+③）</p> <p>① 16.5円/個（税抜15円/個）</p> <p>② ロットの大きさ毎の額</p> <table border="1" data-bbox="503 1264 1092 1522"> <thead> <tr> <th>ロット数</th> <th>検査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>650以下</td> <td>16,500円（税抜15,000円）</td> </tr> <tr> <td>651～1,600</td> <td>20,900円（税抜19,000円）</td> </tr> <tr> <td>1,601～4,000</td> <td>29,700円（税抜27,000円）</td> </tr> <tr> <td>4,001～10,000</td> <td>38,500円（税抜35,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 同等性確認検査に要する旅費（委託検査機関の規程に基づく額）</p>	ロット数	検査料	650以下	16,500円（税抜15,000円）	651～1,600	20,900円（税抜19,000円）	1,601～4,000	29,700円（税抜27,000円）	4,001～10,000	38,500円（税抜35,000円）	<p>委託検査機関が案内する方法によりお支払いください。</p>
ロット数	検査料											
650以下	16,500円（税抜15,000円）											
651～1,600	20,900円（税抜19,000円）											
1,601～4,000	29,700円（税抜27,000円）											
4,001～10,000	38,500円（税抜35,000円）											

- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。
また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表 1 2 : ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法
<p>自社表示方式</p> <p>※自社表示する場合は、製品安全協会に事前の記載情報登録が必要となります。</p>	<p>図 1 に示す SG マークを製品本体の見やすい位置に印字、刻印又は浮き出しで表示します。</p>  <p>図 1 自社表示</p> <p>寸法 : A を 100 としたときの比率で表しており A は 5.0mm 以上です。</p> <p>色彩 : 二色又は単色とする。</p> <p>※図 2 に示す意匠は、工場登録後 ai 形式の電子データでお渡しすることが可能です。</p> <p>申請ごとに表 8 の手数料をお支払いください。</p>

【作成・改正履歴】

2025/1/1 : 料金変更